

さあ行こう!
投票へ!

平成28年6月5日(日) 沖縄県議会議員選挙の投票日です!

●投票できる方

年齢要件

平成8年6月6日までに生まれた方

住所要件

宜野湾市に住民登録があり、引き続き居住している方

※平成28年2月下旬以降に転入届をした方は、住所要件を満たさない場合があります。

※沖縄県内の市町村への転出者について

県内市町村に転出し(1回に限る)、新住所地の選挙人名簿に登録されておらず、宜野湾市の選挙人名簿に、登録されている場合、新住所地の市町村長が発行する「居住証明書」又は「住民票抄本」を提示することにより、宜野湾市で投票ができます。この場合発行手数料は無料で、県内いずれの市町村でも発行できます。

●投票方法

投票日当日

6月5日(日) 午前7時～午後8時

※投票所はご自宅に届く投票入場券(はがき)にてご確認ください。

期日前投票

選挙当日に仕事、レジャーや冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

※期日前投票の際は、**投票所入場券裏面の宣誓書をご記入の上、ご持参ください。**

(入場券を持ってない方は身分を証明できるものの提示が必要)

期 間

5月28日(土)～6月4日(土)

時 間

午前8時30分～午後8時

場 所

宜野湾市役所1階 ⑦番(選挙管理委員会)



不在者投票

次の条件にあてはまる方は、事前に市選挙管理委員会へ必要書類を請求し、投票できます。

※事務手続として郵便のやり取り等もあるため一定期間を要します。**お早目にご相談ください。**

遠隔地での不在者投票

仕事などの事情により選挙当日に投票所へ行けない方が、滞在地の選挙管理委員会で投票できる制度です。

指定施設等での不在者投票

入院中などの事情により選挙当日に投票所へ行けない方が、入院・入所中の病院や老人ホーム(県選挙管理委員会が指定した施設)で投票できる制度です。

郵便等での不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方で、身体に重い障がい等があったり投票所に行けない方が、自宅などで郵便により投票できる制度です。

※該当する要件が区分されており、**選挙管理委員会が交付する証明書が必要です。**

候補者の政見等が掲載された選挙公報が、投票日前日(6月4日)までに市内全戸配布されます。

問合せ:選挙管理委員会事務局 電話 893-4411(内線185・186・187)